

**オーストリア  
実用新案法**  
2023年5月20日施行(BGBL. No. 51/2023)

目次

第1部 総則

第1条 対象

第2条 除外規定

第3条 新規性

第4条 効力

第4a条

第5条 先使用者の権利

第6条 保護期間

第7条 実用新案保護を受ける権利

第8条 考案者としての名称表示

第9条 複数の実用新案所有者間の関係

第10条 移転

第11条 質権

第12条 消滅

第2部 出願手続

第13条 出願

第14条

第15条

第15a条 分岐

第16条 優先権

第16a条

第16b条

第17条

第18条 法律の遵守についての審査

第19条 調査報告書

第20条 出願の任意分割

第21条 出願の変更

第22条 公告及び登録

第23条

第24条

第25条 実用新案書類

第26条 実用新案証

第27条 公告及び登録の繰上

第3部 無効宣言、権原不存在の宣言及び従属の宣言

第28条 無効宣言

第29条 権原不存在の宣言

第30条 従属の宣言

第4部 実用新案登録簿

第31条

第32条

第5部 責務及び手続

第33条 通則

第34条

第34a条

第36条 無効部における手続

第38条 ファイルの閲覧及びデータ保護

第39条 代理人

第40条 実用新案公報

第6部 実用新案の侵害及び確認申請

第41条 実用新案の侵害

第42条

第43条 情報提供義務

第44条 管轄権

第45条 確認申請

第7部 上訴審としてのウィーン控訴裁判所及び最高裁判所

A. 特許庁の技術部及び法律部の決定に対する上訴

第46条 上訴

第47条 手続

第48条 更なる不服申立

B. 特許庁無効部の決定に対する上訴

第49条 上訴

第50条 不服申立

第50a条 法律点に関する上訴及び更なる不服申立

C. 通則

第50b条 法的支援

第50c条 送達、代理、手続参加、ファイルの閲覧

第9部 経過及び最終規定

第51a条 経過措置

第51b条

第52条

第52a条

第53条

第53a条

第53b条

第54条

## 第1部 総則

### 第1条 対象

- (1) 新規であり(第3条), 進歩性を有し, かつ, 産業上利用することのできる考案は, 出願することにより, すべての技術分野において実用新案としての保護を受けるものとする。
- (2) データ処理システムのためのプログラムの基礎となるプログラム・ロジックもまた, (1)の意味における考案とみなす。
- (3) 特に, 次のものは, (1)の意味における考案とはみなさない。
1. 発見並びに科学の理論及び数学的方法
  2. 審美的創作物
  3. 精神的な行為の遂行, 遊戯又は事業活動のための計画, 規則及び方法並びにコンピュータのためのプログラム
  4. 情報の提示
- (4) (3)の規定は, 同項に掲げた対象又は活動について, それらの対象又は活動に保護が求められる限りにおいてのみ, 実用新案としての保護を排除するものである。

### 第2条 除外規定

次のものは, 実用新案として保護しない。

1. 考案であって, その公表又は実施が公共の秩序又は善良の風俗に反することになるもの。考案の実施が法規によって禁止されているという理由のみでは, そのような違反が存在するとはみなさない。
2. 人に対する外科的又は治療的処置のための方法及び人に対する診断の方法。この規定は, 前記の方法の何れかにおいて使用される製品, 特に物質又は組成物には適用しない。
3. 植物, 動物及び生物学的材料並びにそれらの生産方法

### 第3条 新規性

- (1) 考案が技術水準の一部でないときは, その考案は新規であるとみなす。技術水準は, 書面若しくは口頭での説明により, 実施又はその他の方法により, その出願の優先日前に公衆が利用できるようにされていた全てのものによって構成されているとみなす。
- (2) 技術水準には, 次の出願のうち先の優先日を有する出願に係わる原出願書類に含まれている内容であって, 後の出願の優先日以後に初めて公開されたものも含まれているとみなす。
1. 本連邦法に基づく実用新案出願
  2. オーストリア 1970 年特許法 BGB1. No. 259, に基づく特許出願
  3. 特許条約導入法 BGB1. No. 52/1979 第 1 条 6. の意味における国際出願。ただし, 特許条約導入法第 16 条(2)に規定した要件が満たされていることを条件とする。
  4. 特許条約導入法第 1 条第 4 項の意味における欧州特許出願。及び
  5. 特許条約導入法第 1 条第 4 項の意味における欧州特許出願であって, 欧州特許出願が国際出願を基にして行われている場合は, 欧州特許条約第 153 条(5)の要件, BGB1. No. 350/1979 が満たされていることを条件とする。

最初の出願時の考案が, 後の出願の優先日に公告されている場合に限り, その考案は技術水準に属するものとし, 進歩性があるか否かという問題を判断するときは, 先の優先日を有す

るこれらの出願は考慮に入れない。

(3) 技術水準に属している物質又は組成物について保護を受ける可能性は、それらが第2条2.において言及した方法又は動物を対象とする同種の方法において使用することが予定されており、これらの方法におけるその使用が技術水準に属していない場合は、(1)及び(2)の規定では排除されない。

そのような使用が技術水準に含まれないならば、(1)及び(2)は、前記の方法での特定の使用によって前記の物質または作品の保護を受ける可能性を排除しない。

(4) (1)及び(2)の規定の適用上、考案の開示は、それが出願日前6月以内に行われ、かつ、次の何れかに起因若しくは帰結している場合は、考慮に入れないものとする。

1. 出願人又はその名目上の前権利者、又は
2. 出願人又はその名目上の前権利者に関係する明白な濫用

#### 第4条 効力

(1) 実用新案は実用新案所有者に対し、他人がその考案の対象を業として生産し、流通させ、販売の申し出を行うこと若しくは使用すること又は前記行為を目的としてその考案の対象を輸入若しくは所持することを排除する権利を与える。方法についての実用新案の場合は、その効力は当該方法を使用して直接に製造された製品にも及ぶものとする。

実用新案の効力は、研究及び試作並びに製薬製品を市販するための許可、認可又は登録を得るための実施には及ばない。

(2) 実用新案によって与えられる保護の範囲は、有効なクレームの内容によって決定する。明細書及び図面は、クレームを解釈するために使用する。それに関する「「欧州特許条約第69条の解釈に関する議定書」を準用する。

しかし、無効審判において訂正された実用新案の保護の範囲は、保護が延長されない限り、出願時に遡及して確定する。

(3) 実用新案の効力は、交通上の使用的過程において、一時的にのみオーストリア領域に入る車両及びその付属物には及ばないものとする。

#### 第4a条

(1) 実用新案は更に、第三者が、実用新案権者の承諾なしに、発明の基本的要素に関する手段をその発明の実施のために、発明についての実施権者以外の者に提供すること又は引渡すことを禁じられる効力を有する。ただし、これについては、第三者が、その手段が発明の実施に適していること及び使用することが意図されていることを知っているか又はそれに関する事情から見て、それが明らかであることを条件とする。

(2) 他人による他の他人への前記手段の提供が、(1)によって禁じられた行為の原因になる場合を除き、前記手段が一般市場で流通している場合には(1)は適用しない。

(3) 第4条(1)記載の行為を業として行っていない者は、(1)の発明を使用する者とは見なさない。

#### 第5条 先使用者の権利

(1) 実用新案の効力は、その優先日前に既にオーストリアにおいて、当該考案を善意で実施していた者又は実施のための準備を行っていた者(先使用者)には及ばないものとする。

- (2) 先使用者は、自己の事業の必要のために、自己又は他人の工場において当該考案を実施することができる。
- (3) 当該権利は、その事業と共にする場合に限り、相続し又は売却することができる。
- (4) 先使用者は、自己の権利を書面によって承認するよう実用新案所有者に請求することができる。先使用者からの要求があったときは、当該権利の承認を実用新案登録簿に記入する。
- (5) 当該承認が拒絶された場合は、特許庁は、要求があれば当該事項について決定するものとし、また、当該権利を実用新案登録簿に記入するよう命じることができる。

## 第6条 保護期間

実用新案の保護期間は、実用新案の公告(第23条)の日から開始し、実用新案の出願がされた月の末日から10年以内に終了する。

## 第7条 実用新案保護を受ける権利

- (1) 考案者及びその権原の承継人は、実用新案保護を受ける権利を有する。
- (2) オーストリア1970年特許法、BGBL No. 259第6条から第17条まで及び第19条の規定を準用する。

## 第8条 考案者の名称

- (1) 考案者は、庁の公告、実用新案登録簿、実用新案明細書、実用新案証及び特許庁が交付する優先権書類に考案者として名称を表示する権利を有する。
- (2) 当該権利は譲渡又は相続することができない。当該権利の放棄は、法的効力を有さない。
- (3) 考案者としての名称表示の請求は、考案者、出願人又は実用新案所有者が行うことができる。複数の者が請求する権利を有している場合は、それらの者全員が共同して請求する場合を除き、請求人は他の権利者による同意の証拠を提出しなければならない。既に考案者として名称表示されている者以外の者が、名称表示されている者に追加して又は当該の者に代わって、考案者として名称表示されることになる場合は、既に考案者として名称表示されている者による同意の証拠も提出しなければならない。
- (4) 出願人、実用新案所有者又は考案者として既に名称表示されている者が同意を拒否した場合は、特許庁は、請求があれば、無効を決定する法的手段に基づいて、考案者として名称表示を受ける権利について決定する。考案者は、当該請求を認める特許庁の確定決定に基づき、(1)の規定による名称表示を受けるものとする。

## 第9条 実用新案の共有所有者間の関係

実用新案の共有所有者間の法律関係は、民法の定めるところによる。考案の実施を第三者に許諾する権利は、不確かなときは、実用新案の共有所有者が連帯してのみ行使しなければならない。ただし、侵害についての訴訟は、個々の共有所有者が提起することができる。

## 第10条 移転

- (1) 実用新案出願から生じる権利及び実用新案は、その全体又はその持分において移転させることができる。
- (2) 当該権利は、国へは帰属しない(民法典第760条)。

## 第11条 質権

実用新案は、質権の対象とすることができます。

## 第12条 消滅

(1) 実用新案は、次の場合に消滅する。

1. 最長の存続期間が完了したとき
2. 年金を期限内に納付しなかったとき
3. 実用新案所有者がその実用新案を放棄したとき

(2) 放棄が実用新案の一部のみに関するものである(減縮)ときは、実用新案は、それ以外の部分に関して引き続き効力を有するものとする。この場合、特許庁は、残存部分が依然として本法の規定を満たしているか否か、及び当該減縮が許容され得るものか否かについては、審査を行わない。

(3) 消滅の効力発生日は、(1)1.の事情においては最長期間の最終日の翌日、(1)2.の事情においては最終有効年度の最終日の翌日、(1)3.の事情においては権利放棄についての特許庁に対する届出の翌日とする。

## 第2部 出願手続

### 第13条 出願

- (1) 実用新案の出願は、特許庁に対して書面でしなければならない。出願書類が特許庁に到着した日を出願日とみなす。
- (2) 実用新案の出願は、その考案を、当該技術に熟練した者が実施することができる程度に明確かつ完全な方法で開示していなければならない。
- (3) 出願は、1の考案又は单一の一般的考案概念を形成するよう関連付けられている一群の考案のみを対象としなければならない。

### 第14条

- (1) 出願書類には、次の事項を記載しなければならない。
  1. 出願人及び代理人を選任しているときは代理人の名称及び住所又は営業所
  2. 実用新案の登録を求める旨の申立
  3. 考案についての簡潔かつ適切な明示(名称)
  4. 考案についての説明(明細書)
  5. 1又は2以上のクレーム((2))
  6. 考案を理解するために必要な図面
  7. 要約((3))
- (2) クレームにおいては、保護を求める対象を明確かつ識別できる方法で定義しなければならない。クレームは、明細書によって裏付けなければならない。
- (3) 要約には、出願に含まれている開示についての簡潔な概要を記載しなければならない。要約は単に技術情報を提供するためのものであり、それ以外の目的、特に保護範囲の確定の目的では、使用することができない。
- (4) 出願書類のうち、(1)4.から7.までの各号に掲げたものは、英語又はフランス語で作成することもできる。出願書類の一部が英語又はフランス語で作成されている場合は、ドイツ語翻訳文を第18条(2)に規定された期限までに提出しなければならない。出願手続は、翻訳文に基づいて行う。出願手続においては、翻訳文の正確性は出願手続において審査しない。

### 第15条

出願書類の様式及び内容及び公開される実用新案書類の書式については、その詳細を特許庁長官命令によって定める。その場合には、可能な限りの便宜性及び簡潔性並びに実用新案書類を公開する上での要件を考慮する。

### 第15a条 分岐

- (1) オーストリア共和国に対する効力を伴って出願され又は付与された特許についての出願人又は所有者若しくは承継人は、出願手続の全期間中及び次の期間が満了するまでは、同一の発明について実用新案の出願をし、特許出願の出願日を実用新案の出願日とするよう請求する権利を有する(分岐宣言)。
  1. 特許出願が取り下げられたとみなされてから2月、又は
  2. 特許出願を拒絶する旨の決定が確定してから2月、又は

3. 異議申立が行われず、1970 年のオーストリア特許法第 101c 条(2)の規定に従って、特許が付与されてから 2 月、又は
  4. 異議申立が行われず、欧州特許の付与についての決定が確定してから 11 月、又は
  5. 所定の期間内に行われた異議申立についての決定が確定してから 2 月
- 特許出願に関して主張された優先権は、実用新案に関して保存されるものとする。
- (2) 分岐宣言書は、実用新案出願を特許庁が受領してから 2 月以内に提出しなければならない。そのときには、特許出願の出願日及び出願番号を表示し、また、最初に提出した特許出願書類の謄本を提出しなければならない。特許出願書類をドイツ語で提出していなかった場合は、ドイツ語翻訳文も提出しなければならない。
- (3) 出願人には、欠陥を修正するために 2 月の期間を限度として与えるものとする。欠陥が指定期間に修正されなかつたときは、分岐宣言は取り下げられたものとみなす。

## 第 16 条 優先権

- (1) 出願人は、正規に行った実用新案出願の日をもって、発明の優先権を取得する。
- (2) 出願対象の一部についての個別の優先権(部分優先権)は、第 16a 条若しくは第 16b 条の規定又は国際協定に基づいて行う場合に限り主張することができる。当該部分優先権は、出願対象の中の 1 の特徴に関する優先権が出願書類の特許庁での受領の日によって定まる場合にも認められる。1 のクレームについて、複数の優先権を主張することもできる。

## 第 16a 条

出願人は、先の特許出願又は実用新案出願を特許庁に対して行った日から 12 月の間は、後の実用新案出願が同一発明に関するものであるときは、先の特許出願又は実用新案出願の優先権を有するものとする(国内優先権)。当該優先権の要件及び効力は、工業所有権の保護に関するパリ条約、BGBL. No. 399/1973 第 4 条に対応するものとする。

## 第 16b 条

出願人は、先の特許出願又は実用新案出願を、優先権の承認に関する国際協定の適用範囲内にない出願取扱当局に対して行った日から 12 月の間は、後の実用新案出願が同一発明に関するものであるときは、オーストリアにおいて、先の特許出願又は実用新案出願の優先権を有するものとするが、交通技術省大臣により、当該出願取扱当局との間の適切な相互主義が官報によって確認されていることを条件とする。当該優先権の要件及び効力は、工業所有権の保護に関するパリ条約 BGBL. No. 399/1973 第 4 条によるものと同一とする。

## 第 17 条

- (1) 第 16a 条若しくは第 16b 条の規定又は国際協定に基づいて認められる優先権は、明示して主張しなければならない。その際には、優先権主張の基礎とする出願の出願日及び出願が行われた国を示さなければならない(優先権の申立)。さらに当該出願の出願番号を記載しなければならない。
- (2) 優先権申立書は、出願書類が特許庁が受領した日から 2 月以内に特許庁に提出しなければならない。当該期間内においては、優先権申立についての補正をすることができる。
- (3) 実用新案の維持が優先権主張の正当性に依存している場合は、当該優先権を証明しなけ

ればならない。特許庁における手続及び審判手続において提出しなければならない書類及びその提出時期については、特許庁長官命令をもって定める。

(4) 優先権の申立を所定の期間内に行わなかった場合、優先権書類を所定の期間内に提出しなかった場合、又は特許庁から要求があったときに、優先権主張の基礎とする出願の出願番号を指定された期間内に通知しなかった場合は、オーストリアにおける出願日を優先日とみなす。

## 第18条 法律の遵守についての審査

(1) すべての出願について、法律を遵守しているか否かを審査する。ただし、出願手続には、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性並びに出願人が実用新案による保護を受ける権利を有しているか否かについては審査しない。実用新案を公告すること及び登録することについて異論がない場合は、第19条の規定による調査報告書を作成する。

(2) 法律の遵守についての審査の結果、実用新案を公告すること及び登録することについて異論があることが明らかになったときは、出願人は、2月以内に意見書を提出するよう求められるものとする。指定期間の満了時に公告及び登録を承認することができないと認定した場合は、その出願を拒絶する。

(3) クレームが单一性の要件を満たしていないという事実のために、(2)の規定による異論が存在する場合は、出願人は、单一性の要件(第13条(3))を充足し、かつ、維持する全てのクレームについて、单一性の要件を満たした新たな書類を、(2)に定めた期間内に提出するよう求められる。出願人が当該の求めに応じなかったときは、その出願を全面的に拒絶する。

(4) 第20条に定めた期間内において、元の出願((3))に含まれていたが、手続が続行されなくなった部分に関して別出願がなされ、かつ、もとの出願が特許庁に提出された日をその出願の出願日とするよう主張されたときは、前記の日を当該別出願の出願日とみなす。

(5) 補正後の出願書類が提出されたときは、その出願手続においては、当該補正が最初の書類による出願内容を超えているか否かは審査しない。

## 第19条 調査報告書

(1) 実用新案を公告すること及び登録することについて異論がない場合は、特許庁は調査報告書を作成する。報告書には、その作成時点で特許庁が決定した、新規性及び進歩性を評価する上で考慮することができる文献名を記載する。

(2) 調査報告は、クレームを基礎とする。第4条(2)第2文及び第3文の規定を準用する。調査報告書は、可能な限り、出願日から6月以内に作成するものとする。

(3) 出願人が公告及び登録の線上を申請した場合(第27条)を除き、調査報告書は、当該報告書の送達後2月以内に公告手数料を納付し、かつ、その納付を正規に証明すべき旨の要求を付し、出願人に送達する。正当な理由に基づく申請がなされた場合は、前記の期限は延長を受けることができる。

(4) 出願人は、(3)に定めた期間内に、維持する全てのクレームに関する新たな書類を提出することにより、クレームの補正をすることができる。ただし、この場合、調査報告書の補完又は補正は行わない。第18条(5)の規定を適用する。

(5) 公告手数料を期限内に納付したことを正規に証明しなかった場合((3))、又は補正したクレームに欠陥があった場合は((4))、出願人に対し、1月の期間を指定して欠陥の削除を求める。

る。欠陥を当該期間内に修正しなかった場合は、出願は拒絶される。

## **第 20 条 出願の任意分割**

出願人又は所有者若しくは承継人は、出願手続き期間及び以下の期限が満了するまでに、別途の出願をすることができる(分割出願)。

1. 実用新案出願の拒絶が確定してから 2 月、又は
2. 実用新案が公告(第 23 条)されてから 2 月

出願者が、元の出願の特許庁への提出日を新たな出願の出願日とするよう主張し、分割出願が元の出願の範囲内である場合、分割出願の出願日は元の出願の出願日とみなす。

## **第 21 条 出願の変更**

出願人は、第 19 条(3)に定めた期間が満了するまでは、その出願をオーストリア 1970 年特許法、の意味における特許出願に変更する申請をすることができる。当該特許出願に関しては、実用新案出願が特許庁に提出された日をその出願日とみなす。もし実用新案出願がオーストリア特許法第 92b 条による変更である場合は、特許出願への変更は認められない。

## **第 22 条 公告及び登録**

出願が第 18 条及び第 19 条に定められた要件を満たしている場合は、技術部は、当該実用新案を実用新案公報(第 23 条)に公告し、実用新案登録簿(第 24 条)に登録する。

## **第 23 条**

実用新案の公告は、第 24 条に定める事項を実用新案公報(第 40 条)に公布することによって行う。

## **第 24 条**

登録は公告(第 23 条)と同時に行うものとし、その際、次の事項を特許庁が管理する実用新案登録簿(第 31 条)に記入する。

1. 登録番号
2. 出願日及び、優先権が主張されている場合は、優先日
3. 保護期間の始期(第 6 条)
4. 考案の名称
5. 実用新案所有者及び代理人が選任されている場合はそれぞれの事務所又は居所
6. 必要な場合には、考案者の名称及び居所

## **第 25 条 実用新案書類**

(1) 特許庁は、登録した実用新案について実用新案書類を発行する。実用新案書類には特に、次のものを含めるものとする。

1. 第 24 条に記載した事項
2. 明細書、クレーム、図面及び要約の書類であって、実用新案に係わる公告及び登録の決定(第 22 条及び第 27 条(2))の基礎とされたもの
3. 調査報告書。ただし、第 27 条(3)の規定に従い、調査報告書が別途発行される場合を除く。

(2) 公的機関は、請求することにより、その請求を行ったとき以降に発行される実用新案書類及び別途発行される調査報告書の写し各1部を、それらが公衆の閲覧に供されるようになったときに無償で取得することができる。

## 第26条 実用新案証

特許庁は、実用新案所有者に対して実用新案証を交付する。実用新案証は、実用新案登録の確認書及び実用新案書類の副本をもって構成される。

## 第27条 公告及び登録の線上

(1) 出願人は、調査報告書の完成日には拘りなく、実用新案についての即時の公告及び登録を申請することができる。当該申請は、調査報告書の送達の前日まで行うことができる。公告手数料並びに公告及び登録の線上のための割増手数料の納付を正規に証明した場合に限り申請は受理される。

(2) 法律の遵守についての審査(第18条)に基づき、公告及び登録についての異論が存在しない場合は、直ちに実用新案公報(第23条)における実用新案の公告及び実用新案登録簿(第24条)への登録を命じるものとする。

(3) 実用新案の公告及び登録の時までに調査報告書が完成しない場合は、調査報告書は実用新案書類には含めず、別途発行するものとする。調査報告書は、実用新案所有者に送付する。

## 第3部 無効宣言、権原不存在の宣言及び従属の宣言

### 第28条 無効宣言

- (1) 次の事情があるときは、何人も実用新案についての無効宣言を申請することができる。
1. 実用新案が第1条から第3条までに規定した要件を満たしていないこと
  2. 第22条又は第27条(2)の規定による命令の基礎とされたクレーム、明細書及び図面が、その考案を当該技術に熟練した者が実行できる程度に明確かつ完全には開示していないこと
  3. 実用新案の内容が、最初に提出され、出願日を決定することになった書類における出願内容を超えていること
- (2) 無効理由が一部のみに該当するときは、実用新案の一部無効を宣言する。
- (3) 無効についての確定宣言がなされた場合は、第4条及び第4a条に規定した実用新案の効力は、無効が宣言された範囲において、始めから生じなかったものとみなす。実用新案の対象が第3条(2)の規定のために保護を受けることができない場合は、後の優先日を有する実用新案の所有者が適法に許諾し、第三者が善意で取得したライセンス権であって、実用新案登録簿に1年間登録されており、かつ、法的根拠を有する係争に関する記入(第32条(3))の対象となっていないものは、前記の遡及効果の影響を受けないものとする。ただし、これにより、後の優先日を有する実用新案所有者に対する補償請求権が排除されるものではない。

### 第29条 権原不存在の宣言

- (1) 次の主張の何れかを行う者は、実用新案所有者を対象として、実用新案についての権原の不存在を宣言し、その実用新案を申請人に移転するよう申請することができる。移転の申請がされなかった場合は、当該実用新案は、権原不存在を宣言する決定が確定した日に消滅する。実用新案権の移転の場合、移転の登録までは移転先の同意がある場合に限り実用新案権を放棄することができる。
1. 実用新案所有者ではなく、申請人が実用新案保護を受ける権利を有していること(第7条)
  2. 実用新案の主要部分が、第三者の説明、図面、ひな形、器具若しくは装置又は第三者が使用した方法から事前の書面による許諾なく窃取されたものであること
- (2) 権原不存在の宣言の理由((1))が、実用新案の一部のみに該当するときは、実用新案所有者に対して実用新案の一部のみについて権原不存在を宣言するか、又は実用新案の一部のみを移転するものとする。
- (3) 善意の実用新案所有者に対する請求権は、その実用新案が実用新案登録簿に登録された日から3年をもって時効により消滅する。
- (4) 権原不存在の宣言から生じる当事者間の補償請求及び返還請求は民法に準拠して決定されるものとし、民事訴訟の対象とできる。
- (5) (1)の規定による移転の場合、先の実用新案所有者が適法に許諾し、第三者が善意で取得したライセンス権であって、実用新案登録簿に少なくとも1年間登録されていたものは、法的根拠を有する紛争に関する記入(第32条(3))に該当していないことを条件として、新たな実用新案所有者との間で維持されるが、ただし、実用新案の前所有者に対する補償請求権は損なわれない。
- (6) 1970年特許法の第49条第7項を準用する。

### **第30条 従属の宣言**

先の優先日を有する実用新案又は先の優先日を有する特許の所有者は、ある実用新案を業として実施することには、実用新案又は特許として保護されている当該の者の発明・考案の全面的又は部分的な利用が含まれる旨の決定を求める申請をすることができる。

## 第4部 実用新案登録簿

### 第31条

(1) 実用新案登録簿には、第24条に掲げた事項の他、実用新案保護の消滅、無効宣言、権利不存在の宣言、従属の宣言、考案者としての名称表示及び実用新案の移転、実用新案に関する質権その他の対物的権利、ライセンス、雇用者の実施の権利、先使用者の権利、権利の回復、確認申請についての決定、紛争の記入及びオーストリア1970年特許法BGB1.No.259第156条(2)の規定を準用する第41条の規定に基づいて送付された判決についての表示も登録する。

(2) 何人も実用新案登録簿を閲覧することができる。請求することにより、実用新案登録簿の認証抄本の交付を受けることができる。

### 第32条

(1) 実用新案に関する対物的権利及び移転(第10条)の場合における実用新案それ自体は、実用新案登録簿に登録することによって取得される。

(2) 移転登録申請書には、移転の基礎となる書類の謄本を添付しなければならない。公文書以外の書類には、権利執行人の正規に認証された署名を付さなければならない。実用新案の移転の場合、上記書類の代わりに、移転に関する当事者またはその代理人の相互宣言書を提出することができる。

(3) 実用新案に関する法的紛争については、請求があったときに、それを実用新案登録簿に記入する(紛争に関する記入)。

(4) 前記以外に、オーストリア1970年特許法BGB1.No.259第43条(2), (3), (4), (5)及び(7)(特許登録簿への記入)、第44条(債務)及び第45条(2)(法的紛争に関する記入)を準用する。

(5) (2)の規定並びにオーストリア1970年特許法BGB1.No.259第43条(5)及び(7)の規定を実用新案出願から生じる権利の移転に準用する。

## 第5部 責務及び手続

### 第33条 通則

(1) 本法に別段の定めがある場合を除き、特許庁は実用新案保護に関する事項について、決定その他の処理を責務とする。特許庁においては、

1. 技術部は、出願手続、調査報告書の作成及び実用新案放棄の確認を責務とする。
2. 法律部は、実用新案出願から生じる権利の移転に、当該権利に関するそれ以外の形態での処分に、登録された実用新案(調査報告書の作成及び実用新案放棄の確認を除く)に又は権利の回復を求める申請に関する事項の手続を、それが無効部の管轄に属していない範囲において、責務とする。
3. 無効部は、無効宣言、取消、従属の宣言、考案者としての氏名表示、先使用者の権利の承認及び確認申請手続を責務とする。

(2) 前記以外には、1970年特許法の第51条から第56条まで、第57条(2)、第57b条から第58条まで、第60条(1)及び(2)、第61条、第64条、第66条から第69条まで、第76条から第79条まで、第82条から第86条まで、第126条から第137条までの規定を準用する。

### 第34条

(1) 技術部の権限内の決定及び命令は、担当の技術職構成員(審査官)の責務である。

(2) 1970年特許法の第51条から第56条まで、第57条(2)、第57b条から第58b条まで、第60条(1)、(2)、第61条、第64条、第66条から第69条まで、第76条から第79条まで、第82条から第86条まで、第126条から第137条までの規定を準用する。

(3) 審査官が、第2条の規定に基づいて実用新案の保護適格性又は秩序規律違反罰に関する決定をするときは、(1)の規定による決定を行う前に、法務職構成員の意見を聴取しなければならない。

### 第34a条

(1) 特許庁長官の命令により、特許庁の構成員でない職員に対し、出願および登録された実用新案に係る事項を処理する権限を付与することができる。ただし、これは、該当する事項の単純性を考慮すれば委任することが便宜であり、かつ、委任される職員の教育が当該事項の適切な処理を保証している場合に限る。当該職員は、法律部内の業務分掌に従って管轄する構成員の指示に従うものとする。当該構成員はいつでも、処理すべき事項を自己のために保留すること、又は自ら引き取ることができる。

(2) 第1項の規定によって委任された職員による決定については、管轄構成員による決定と同様、審判請求をすることができる。

### 第36条 無効部における手続

(1) 無効部は、(3)の規定に従うことを条件として、第33条(1)4.に掲げた申立及び申請に關し、法務職構成員2名及び技術職構成員3名をもって構成する合議体により、オーストリア1970年特許法、BGB1. No. 259 第112条から第125条までの規定を準用して審理を行う。

(2) 無効部の中間決定のためには、3名の構成員の出席で足りる。

事件の決定を要しない審理終結の決定、(3)の規定による決定、手数料請求法による請求につ

いての決定及び出願手数料未納による出願拒絶の決定は、部門長が行う。

(3) 実用新案についての無効宣言を求める申請(第 28 条)に対して、実用新案所有者がオーストリア 1970 年特許法, BGB1. No. 259 第 115 条(2)に関連する前記(1)の規定に基づいて認められた期間内に答弁書を提出しなかった場合は、無効部は請求されている範囲で、その実用新案の無効を宣言する。

### 第 38 条 ファイルの閲覧及びデータ保護

- (1) 手続の当事者は、その手続に関するファイルを閲覧する権利を有する。
  - (2) 何人も、公告された実用新案(第 23 条)に係わるファイルを閲覧することができる。
  - (3) 第三者は、出願人の同意を得ない限り、未公告の実用新案に係わるファイルを閲覧することができない。出願人がその実用新案出願に基づく権利を行使している相手方の場合は、出願人の同意は要求されないものとする。別途の出願を基礎とする実用新案が公告された後は、何人も出願人の同意を得ることなく、先の出願に関するファイルを閲覧することができる。
  - (4) ファイル閲覧の権利は、その副本を作成する権利も含む。副本には、請求することによって、特許庁の認証を得ることができる。
  - (5) 何人も次の事項に関し、情報及び特許庁の証明を得ることができる。実用新案出願に係わる出願日、名称、出願人及び(もしあれば)代理人の名称、出願番号、該当する特許分類、主張されている優先権、優先権の基礎とされている出願の出願番号、該当する場合は名称を表示されている考案者、出願が係属しているか否か、並びに出願に基づく権利が移転されているか否か及びその移転先。
  - (6) 審理議事録及びファイルのうち専ら内部業務処理に係わる部分は、公衆の閲覧に供さない。ファイル一部が営業秘密若しくは企業秘密に触れているか、又はそれ以外に考慮すべき理由がある場合は、請求により、ファイルのうち情報として公衆の閲覧のために公開することを必要としない部分も、閲覧対象外とすることができます。
  - (7) 個人データが実用新案登録簿又は公的にアクセス可能な特許庁電子情報サービスで処理される限りにおいて、以下は適用されない。
    1. 個人データの処理に関する自然人の保護及びそのようなデータの自由な移動に関する規則(EU)2016/679 第 15 条(1) (c)に基づくアクセス権及び廃止された指令 95/46/EC(一般データ保護規則:GDPR)2016 年 5 月 4 日付 OJ No. L119 1P(2016 年 11 月 22 日付 OJ No. L314, 72P により改正),
    2. GDPR 第 19 条(2)に基づく通知義務及び
    3. GDPR 第 18 条に基づく処理の制限及び第 21 条に基づく異議申立ての権利。ただし、データ主体は適切な方法でこれについて通知されなければならない。
- GDPR 第 15 条(3)項によりこれらのデータのコピーを受け取る権利は、データ主体が実用新案登録簿又は公的にアクセス可能な特許庁電子情報サービスを閲覧することで足りる。

### 第 39 条 代理人

- (1) 実用新案保護に関する事項について、特許庁に対して代理人として行動する者は、オーストリアに住所又は営業所を有していなければならない。ただし、弁護士、特許弁護士及び公証人に対しては、その職業に関する法律及び規則を適用する。代理人は委任状正本又はそ

の真正認証謄本を提出することにより、自己の授権を証明しなければならない。複数の者に対し1通の委任が発行されている場合は、各人が単独で代理人として行動することができる。

(2) 弁護士、特許弁護士又は公証人が代理人として行動するときは、書証を提出することなく、自己の授権に言及することができる。

(3) 代理人が、委任状なしに又は(2)の場合において、代理人に対して行われた授権に言及することなしに、手続をした場合は、代理人が行った手続上の行為は、所定の適正な期間内に、代理人が正規の委任状を提出し又は代理人に与えられた授権に言及した場合に限り有効とする。

(4) オーストリアに住所及び営業所の何れも有していない者は、弁護士、特許弁護士又は公証人によって代表されている場合に限り、本法に基づく権利を特許庁に対して主張することができる。住所又は営業所が欧州経済領域又はスイス連合内にある場合は、本法に基づく権利を主張するためには、オーストリアに住所を有する者を送達代理人に指名することをもって足りるものとする。

送達が、送達代理人の居住地の締約国との国際条約によって保障されている場合、オーストリアに住所又は営業所を有する要件は、EEA加盟国の国民には適用されない。特許庁の顧客サービス及び情報提供サービスを利用するためには、代理人及び送達代理人の指名を必要としない。

(5) 管轄権法第83c条に加えて、実用新案に係わる事項については、

1. 代理人のオーストリアにおける住所又は営業所の所在地、又は
2. オーストリア国内の送達代理人の所在地、又は
3. オーストリアにおける住所又は営業所を有する代理人がいない場合若しくは送達代理人がいない場合は、特許庁の所在地を、オーストリアにおいて住所及び営業所の何れも有していない実用新案所有者の住所又は営業所の所在地とみなす。

(6) 弁護士、特許弁護士又は公証人に付与される、特許庁に対して代理人として行為することの授権は、法律により、それらの者に特許庁及び控訴裁判所に対して本法に基づく全ての権利を、法的に認められる範囲で行使すること、特に、実用新案出願をすること、出願を減縮すること又は取り下げる、実用新案を放棄すること、無効部によって処理される申請又は審判請求を行うこと及び取り下げる、和解をすること、あらゆる種類の書類の送達を受けること並びに特許庁の手数料及び相手当事者からの手続費用及び代理費用の支払を受領すること並びに復代理人を選任することの権限を与える。

(7) (6)の規定による授権は、特定の権利及び特定の手続における代理行為に限定することができる。ただし、その授権は、本人の死亡又は本人の法的能力の変更によっては消滅することができない。

(8) 弁護士、特許弁護士又は公証人以外の代理人が、付与されている特許の全部又は一部について権利放棄をする権限も保有することになるときは、当該代理人はその旨を明示した授権を受けなければならない。

## 第40条 実用新案公報

特許庁は定期的に、実用新案公報を発行するものとし、それには特に、第23条の規定による公布、実用新案保護の終了、一部放棄、実用新案所有者である企業又は個人の名称変更に関する公告並びにオーストリア1970年特許法BGB1.No.259第128条及び第133条(2)を準用す

る本法第33条(2)の規定に従って行う公告を掲載する。

## 第 6 部 実用新案の侵害及び確認申請

### 第 41 条 実用新案の侵害

自己の実用新案(第 4 条)を侵害された者は、差止、除去、判決の公告、適切な補償、損害賠償、実現した利益の返還、勘定書類の提出並びに流通経路及び出所についての情報を要求する権利を有する。そのような侵害が生じることを懸念する者も、差止を要求することができる。オーストリア 1970 年特許法第 147 条から第 157 条までの規定を準用する。

### 第 42 条

- (1) 実用新案を侵害した者は、裁判所により罰金計算上の日割額の 360 倍以下の罰金刑を科せられる。業として前記の行為をした者は、2 年以下の拘禁刑に処せられる。
- (2) 企業の所有者又は経営者であって、その従業者又は代理が企業の業務遂行中に実用新案を侵害するのを防止しなかった者に対しても、前項と同一の刑罰が科せられる。
- (3) (2)の企業所有者が会社、協同組合、協会又は自然人でない他の法的主体であるときは、(2)の处罚規定はそのような不作為を犯した機関に適用する。
- (4) (1)の处罚規定は、侵害行為が使用者又は委任者の指示によって行われており、従業者又は代理人が経済的に依存しているため、行為の実行を拒否することを期待するのが合理的でないときは、当該の従業者又は代理人には適用しない。
- (5) 訴追は、被侵害者からの請求があった場合に限り行うものとする。
- (6) 刑事手続については、オーストリア 1970 年特許法第 160 条、第 161 条の規定を準用する。

### 第 43 条 情報提供義務

物品について、それが実用新案による保護を受けているとの印象を与える表示をした者は、請求を受けたとき、その表示の根拠とする実用新案に関する情報を提供しなければならない。

### 第 44 条 管轄権

(1) 本法に基づく訴訟及び差止命令については、ウィーン商事裁判所が専属管轄権を有する。合議体(管轄規則第 7 条(2)第 1 文)が、係争事案の金額に拘りなく決定を行う。同じ規定を差止命令に適用する。

第 50d 条(1)は第一審及び第二審における合議体の構成に適用され、第 50d 条(2)は第三審に適用される。

(2) 本法に基づく刑事事件に関する管轄権は、ウィーン地方刑事裁判所に属する。

### 第 45 条 確認申請

- (1) 業として物品を製造し、流通させ、販売の申出をし、若しくは使用し、業として方法を利用し、又はそれらの準備をしている者は、特許庁に対し、実用新案又は排他的ライセンスの所有者を相手として、当該の物品又は方法が、全体においても、一部においても、当該実用新案によって保護されていない旨を確認する宣言を求める申請をすることができる。
- (2) 実用新案又は排他的ライセンスの所有者は、特許庁に対し、業として物品を製造し、流通させ、販売の申出をし若しくは使用し、業として方法を利用し、又はそれらの準備をしている者を相手として、当該の物品又は方法の全体又は一部が当該実用新案によって保護され

ている旨を確認する宣言を求める申請をすることができる。

(3) (1)及び(2)の規定に基づく申請は、申請の相手方が、当該確認申請が提出される前に提起された、同一の実用新案及び同一の物品又は方法に関する侵害訴訟が今なお係属していること又は最終的に終結していることを証明したときは、却下される。

(4) 確認申請は、1の実用新案のみを対象とすることができる。申請書には、対象とする物品又は方法についての正確かつ明瞭な説明書及び必要な場合は、その図面4部を添付しなければならない。最終決定書には、当該の説明書の写し及び図面がある場合は、図面の写し各1部を添付するものとする。

(5) 確認手続の対象である実用新案の保護範囲を判定するときは、特許庁は、出願ファイルの内容及び双方の当事者によって証明された先行技術を考慮するものとする。

(6) 手続費用は、申請の相手方の行為がその申請の原因になっておらず、かつ、相手方が指定された答弁期間内にその主張を認めさせたときは、申請人の負担とする。

(7) その他の点に関しては、無効部での手続に関する規定(第36条)を確認手続に適用する。

## 第7部 上訴審としてのウィーン控訴裁判所及び最高裁判所

### A. 特許庁の技術部及び法律部の決定に対する上訴

#### 第46条 上訴

- (1) 技術部及び法律部によって下された決定は、法律点に関する不服申立をウィーン控訴裁判所にすることによって争うことができる。
- (2) 報告官の指示であって、技術部又は法律部の決定を準備するためのものについては、法的手段は認められない。

#### 第47条 手続

法律点に関する不服申立手続は、非訟手続法第44条及び第49条を除く非訟手続法、BGB1. No. 111/2003の規定を準用して管轄される。ただし、次の各号の具体的な条件に従う。

1. 非訟手続法における第1審裁判所への言及は、技術部及び法律部への言及と解釈する。
2. 法律点に関する不服申立書及び抗弁書の提出期限は、2月とし、当該期限は延長することができない。
3. 新たな事実又は証拠は、第1審において適時に提出された事実又は証拠に裏付けする又は反駁する場合に限り提出することができる。
4. 適時に提出された法律点に関する不服申立に欠陥があることが証明された場合は、担当構成員は不服申立人に対して当該欠陥を補充するための期限を定める。遅れて提出された又は定められた期限内に補充されない法律点に関する不服申立は、不服申立の対象とされた決定を下した合議体の部門によって却下される。授権された職員の決定に対する法律点に関する不服申立は、担当構成員によって却下される。
5. 非訟手続法第50条による決定は、不服申立の対象とされた決定を下した合議体の部門によってなされる。当該決定が授権された職員によってなされたものならば、担当構成員が決定する。
6. 非訟手続法第51条(1)は、事案は、該当する場合、説明報告書付きで言及すべき旨のただし書きに従うことを条件として適用される。
7. 手続の各当事者は、自己が発生させた費用を負う。
8. 上訴裁判所による法律点に関する不服申立の決定は、上訴裁判所によって出されなければならない。

#### 第48条 更なる不服申立

- (1) 法律点に関する不服申立手続において、上訴裁判所によって出された決定に対する法律点に関する更なる不服申立は、非訟手続法第62条に従って認められる。
- (2) 法律点に関する更なる不服申立手続には、次の各号の具体的な条件に従うことを条件として非訟手続法の規定を準用する。
  1. 法律点に関する更なる追加の不服申立書及び抗弁書の提出期限は、2月とする。当該期限は延長することができない。
  2. 法律上の論点手続及び認容性要件に関する更なる不服申立は、上訴裁判所に提出しなければならない。非訟手続法第67条に従う却下は、上訴裁判所によってなされなければならない。

非訟手続法第 68 条(4)2. の場合を除き、法律点に関する更なる上訴手続における抗弁書も上訴裁判所に提出しなければならない。

3. 手続の各当事者は、自己が発生させた費用を負わなければならない。

## B. 特許庁無効部の決定に対する上訴

### 第 49 条 上訴

- (1) 特許庁無効部による最終決定は、ウィーン控訴裁判所に上訴することができる。
- (2) 上訴手続は、民事訴訟法(ZPO:BGB1. No. 113/1895)第 461 条(2)を除き、民事訴訟法(ZPO)の規定を準用して管轄される。ただし、次の各号の具体的な条件に従う。
  1. 民事訴訟法における第 1 審裁判所への言及は、無効部への言及と解釈する。
  2. 上訴及び抗弁書の提出期限は、2 月とする。当該期限は延長することができない。
  3. 適時に提出された上訴に欠陥があることが証明された場合は、担当構成員は上訴人に対して当該欠陥を補充するための期限を定めなければならない。欠陥が期限内に補正された場合は、上訴は提出されたものとみなされる。
  4. 上訴の決定に対する不服申立は、上訴裁判所に行う。

### 第 50 条 不服申立

- (1) 報告官の準備命令に対する上訴は認められない。(2)に従うことを条件として、予備手続又は聴聞中に無効部によって採択された決定に対して別個の上訴は認められない。当該決定は、最終決定に対して効果を有した場合に限り上訴によってのみ攻撃することができる。
- (2) 手続を中断する決定、上訴を却下する決定、1970 年特許法第 130 条(2)に関する第 34 条(2)に従う決定及び手数料受給権法に基づく主張についての決定に対して、法律点に関する不服申立をウィーン控訴裁判所に提出することができる。上訴裁判所の決定は、民事訴訟法第 519 条に従って最高裁判所に上訴することができる。
- (3) 法律点に関する不服申立手続は、次の各号の具体的な条件に従うことを条件として民事訴訟法の規定を準用して管轄される。
  1. 民事訴訟法における第 1 審裁判所への言及は、無効部への言及と解釈する。
  2. (2)第 1 文に従っての法律点に関する不服申立は、無効部に提出し、(2)第 2 文に従っての法律点に関する不服申立は、上訴裁判所に提出する。
  3. 適時に提出された(2)第 1 文に従っての法律点に関する不服申立に欠陥があることが証明された場合、無効部の法律職報告官又は議長は一人で決定することを授権されている場合は、不服申立人に欠陥を補充する期間を認めることができる。欠陥が期限内に補充された場合は、法律点に関する不服申立は適時に提出されたものとみなされる。
  4. 法律点に関する不服申立の決定は、上訴裁判所によって下さなければならない。

### 第 50a 条 法律点に関する上訴及び更なる不服申立

- (1) 上訴裁判所の判決は、民事訴訟法第 502 条に従って法律点に関して上訴することができ、再審裁判所の決定は、民事訴訟法第 528 条に従って法律点に関する更なる不服申立をすることができる。
- (2) 法律点に関する上訴手続は、次の各号の具体的な条件に従うことを条件として民事訴訟

法の規定を準用して管轄される。

1. 法律点に関する上訴及び抗弁書の提出期限は、2月とする。当該期限は延長することができない。
2. 法律点に関する上訴は、上訴裁判所にする。第1審裁判所への付託に関する言及を除き、第1審裁判所への言及は、上訴裁判所への言及と解釈する。民事訴訟法第507a条(3)3. 第2文の場合を除き、法律点に関する上訴手続における抗弁書も上訴裁判所に提出しなければならない。
- (3) 民事訴訟法の規定が、法律点に関する更なる不服申立手続にも準用される。ただし、法律点に関する不服申立が上訴裁判所に提出されなければならない旨のただし書きに従うことを条件とする。

## C. 通則

### 第 50b 条 法的支援

本部に従っての上訴手続についての法的支援は、特許庁に請求しなければならない。法的支援の請求に対する決定は、命令によって議長の1を通じ無効部によって下されなければならない。非訟手続法第7条(2)、民事訴訟法第63条、第64条、第66条から第73条まで及びBGB1. No. 96/1868の弁護士職業倫理法が、裁判所への言及は無効部への言及であるものと解釈する旨のただし書きに従うことを条件として適用される。弁護士の任命の代わりに、特許庁はウィーン控訴裁判所での上訴手続について特許弁護士の任命も許可することができる。決定に対して法律点に関する不服申立を2週間以内にできる。

### 第 50c 条 送達、代理、手続参加、ファイルの閲覧

- (1) 本部に従った上訴手続において、特許庁による書類の送達は1970年特許法第85条及び第86条に関連する第34条(2)に従ってなされる。
- (2) ウィーン高等地方裁判所での手続においては、特許弁護士及び公証人も当事者を代理することを許可される。委任状の援用はその書証を代替する。
- (3) 多数当事者間手続において、係争対象の権利の取得者は相手方の同意がなくとも手続に参加することができる。
- (4) 本部に従った上訴手続におけるファイルの閲覧には第38条を準用する。

### 第 50d 条 合議体の構成

- (1) 裁判管轄法第8条(2)が、裁判員の地位は、商業分野の専門裁判員又は特許庁の構成員など特別な専門性を有する他の者であって、5年の任期で、交通・革新・技術担当連邦大臣の提案で連邦司法大臣によって任命された者が着任することができる旨のただし書きに従うことを条件として適用される。特許庁構成員又は他の連邦公務員が裁判員として任命される場合は、専門裁判員としての職務を公務として遂行し、その任務を実行する上で独立であり、如何なる指示にも拘束されない。裁判管轄法第19条から第25条までを準用する。
- (2) 技術部又は無効部の決定に基づく決定に対する上訴の場合は、最高裁判所が、3人の裁判官に加え、(1)に従って2人の裁判員を含む合議体で決定しなければならない。
- (3) 別段の規定がない限り、商業分野の専門裁判員に適用される規定を準用する。議長は合

議体の1構成員を報告官として任命する。

## 第 9 部 経過及び最終規定

### 第 51a 条 経過措置

- (1) 連邦法(BGB1. No. 149/2004)の施行前の 1970 年特許法の第 107 条が特許出願の出願日に適用できるならば、連邦法の施行前の第 15a 条(1) 3 は実用新案出願に継続して適用される。
- (2) 連邦法(BGB1. No. 149/2004)によって改正された第 21 条最後の条文は、前記の連邦法の施行の前に提出される出願変更申請に適用されない。
- (3) 連邦法(BGB1. No. 149/2004)第 39 条(1)の委任状は、連邦法の施行後に特許庁に提出された場合、参照委任状とみなす。
- (4) 審判部の決定が連邦法(BGB1. No. 149/2004)の施行前の場合、施行前の連邦法第 37a 条が適用される。
- (5) 連邦法(BGB1. No. 149/2004)の施行前の 1970 年特許法の第 150 条(3), 第 156 条(3)から(5)及び第 161 条は、前記の連邦法の施行前の出願に継続して準用する。
- (6) 連邦法(BGB1. No. 149/2004)の施行前の出願に対しては、施行前の連邦法第 16 条が適用される。施行前の連邦法第 46 条(2)は、連邦法の施行の前に第 19 条(3)により要請された公告手数料に適用する。
- (7) 連邦法(BGB1. No. 149/2004)施行前の申請には、施行前の連邦法第 17 条(2), 第 46 条(3)と第 48 条(1), (2)及び(3)の最初の条文を適用する。連邦法施行前の申請には、施行前の時点の 1970 年特許法第 132 条(1)と(3)を準用する。
- (8) 連邦法(BGB1. No. 149/2004)の施行前に、満期になっている年間料金には、施行前の連邦法第 47 条を適用する。連邦法の施行後に満期になっている年間料金にも適用するが、この場合、連邦法の施行前に払わなければならない。
- (9) 出願日が連邦法(BGB1. No. 81/2007)の施行前の実用新案出願には、施行前の連邦法第 3 条(2) 4 を適用する。連邦法(BGB1. No. 81/2007)の施行時点で、係属中の実用新案出願であって、まだ登録されていないすべての実用新案出願には、第 3 条(3)の第 2 条文を適用する。

### 第 51b 条

1970 年特許法第 176b 条を準用する。

### 第 52 条

本法において他の連邦法の規定に言及している場合は、その規定は、別段の表示がされている場合を除き、現在有効な規定を適用する。

### 第 52a 条

本法において使用されている人に関する表示の全てについて、その選択されている形態は、両性に対して有効とする。

### 第 53 条

- (1) 本法は 1994 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 改正後の本法を基にする命令は、改正法の施行についての公布後、何時でも発令することができる。ただし、当該命令は、施行される改正法の規定が発効するまでは、効力を有さ

ないものとする。

(3) 連邦法(BGB1. No. 175/1988)の条文の内、第3条、第4条(3)、第15a条及びその見出し、第16条(2)、第16a条、第16b条並びに第17条(1)、第28条(1)2. 及び3.、第28条(3)、第33条(1)5.、第38条(6)並びに第52条及び第52a条は、連邦法(BGB1. No. 175/1988)の公布後第2月の初日から施行する。同時に、それまで有効であった条文での第4条(3)及び(5)並びに第28条(1)2. は失効する。

(4) 連邦法(BGB1. No. 143/2001)の条文の内、第46条(1)から(3)まで、第47条(2)、(4)及び(5)、第48条(1)及び(4)は、2002年1月1日から施行する。

(5) 第4条(1)、第4a条、第8条(4)、第14条(4)、第15a条(1)、第17条(2)、第18条(2)及び(4)、第19条(3)及び(5)、第20条、第21条、第27条(1)、第28条(1)、第28条(3)、第29条(1)及び(6)、第33条(2)、第34a条、第35条の見出し、第35条(2)から(9)、第36条(2)、第37条(2)及び(3)、第37a、第39条(1)及び(2)、第41条、第42条、第9部の見出し、第51a条の見出し、第51a条、連邦法(BGB1. No. 149/2004)の第52条及び第54条の見出しほは、前記の連邦法の発布の7月後に施行する。同時に、第16条(3)、第35条(6)及び(7)、第7部と第8部は失効する。

(6) 連邦法(BGB1. No. 149/2004)の第39条(4)及び(5)は、連邦法の発布後でも効力がある。

(7) 連邦法(BGB1. No. 42/2005)の第2条第3項(バイオテクノロジー指令)は、連邦法の発布後でも効力がある。

(8) 連邦法(BGB1. No. 151/2005)の第42条(3)は、2006年1月1日から施行する。

## 第53a条

(1) 連邦法(BGB1. No. 130/2005)の第4条(1)と第33条(1)は、連邦法の発布後から施行する。

(2) 連邦法(BGB1. No. 130/2005)の第15条および第17条(3)は2006年1月1日から施行する。

(3) 連邦法(BGB1. No. 81/2007)の第1条(1)、第3条(2)及び(3)、第4条(2)、第51a条(9)は、改正欧州特許条約が施行されたときに施行する。

(4) 連邦法(BGB1. No. 81/2007)の第39条(4)は、連邦法の発布後から施行する。

(5) 連邦法(BGB1. No. 126/2009)の第3条(2)の最終条文及び(4)、第19条(4)は、連邦法の発布後から施行する。

(6) 特許商標法改正法 2014年 BGB1. No. 126/2013 の版である本法の第33条(1)2. 及び3.、第36条(2)、第39条(1)、(4)及び(6)、第44条(1)、第7部の見出し、見出しを含む第46条から第50d条、第51b条及び第54条4は、2014年1月1日に発効する。同時に、以前適用されていた版の第33条(1)4.、見出しを含む第35条、第37条及び第37a条は失効する。

(7) BGB1. No. 124/2017 の版である本法の第15条、第17条(3)、第22条及び第32条(2)は、前述の連邦法の公布の翌日に発効する。

(8) 第2次データ保護改正法 BGB1. No. 37/2018 の版である本法の第38条の見出し及び第38条(7)は、2018年5月25日に発効する。

(9) BGB1. No. 51/2023 の版である本法の第14条(4)、第18条(3)、第19条(4)及び第36条(2)は、前述の連邦法の公布の翌日に発効する。

## 第53b条

BGB1. No. 71/2016 の版における第33条(2)は、前述の連邦法の公布後10月に発効する。

## 第54条

次のものが本法の施行について責任を有する。

1. 1970年特許法第29条(4), 第41条から第44条, 第147条から第156条及び第160条から第161条については, 連邦司法大臣
2. 1970年特許法第51条に関連する第33条(2)については, 連邦政府
3. 1970年特許法第57条(2)に関連する第33条(2)については, 連邦外務大臣の同意を得ることを条件として, 運輸, 技術革新及び技術担当連邦大臣
4. 1970年特許法第33条(2)及び第49条から第50d条までについては, 運輸, 技術革新及び技術担当連邦大臣及び連邦司法大臣
5. 本法の他の全ての規定については, 運輸, 技術革新及び技術担当連邦大臣